

様式 1 - 1 (太枠内記入) みやぎ仙台商工会加入申込書

令和 年 月 日

みやぎ仙台商工会長 殿

私は、みやぎ仙台商工会の趣旨に賛同し加入の申込を致します。

尚、加入にあたっては別紙個人情報保護に対する基本姿勢（プライバシーポリシー）に同意いたします。

また、法定脱退（廃業・事業所の地区外移転・倒産等）の事項に該当しない脱会の場合は、みやぎ仙台商工会定款第 1 2 条及び運営規約第 3 条の規定により、その年度末までの会費を納入いたします。

事業所名（法人名）		資本金（法人のみ記入） 円	
氏名（代表者） 印		生年月日（ M・T・S・H・R ） 年 月 日	
本店所在地 〒 -		TEL( ) - FAX( ) -	
営業所在地 〒 -		TEL( ) - FAX( ) -	
代表者の住所 〒 -		TEL( ) - FAX( ) -	
業種名 (所属希望部会) 商業・建設・工業・サービス観光業	申告の種別 青・白	※ 従事者数（法人役員・常雇従事者・家族従事者） 合計 名	
メールアドレス	URL	http://www.	
開業・創業 移転 年月日	( M・T・S・H・R ) (開業・創業) 年 月 日 (移転) 年 月 日	個人から法人へ組織変更されている事業所は 個人創業年月日	( M・T・S・H・R ) 年 月 日
会費・会報の郵送先	本店・営業所・代表者住所・その他 ( )		
会費払込方法	口座振替 ・ 郵便局払込		

※ 従事者数には個人事業者事業主、家族従業員を含む、パート、派遣社員の短時間労働者は（人数×労働時間）÷8時間の割合でご記入下さい

◎上記事業所の他に同一代表者の個人・法人事業所が加入される場合、商工会費の徴収基準を別途定めておりますので、該当される事業所の方は併せて別紙（様式 1 - 2）にご記入下さいますようお願い致します。

◎事務局記載欄 ( - - )

理事会承認	事務局長	課長	主幹・主任主査	主査	主事	担当職員	
紹介者	支 部 名		氏 名		所 属	支 部	部 会
店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の小売業(店舗面積 m <sup>2</sup> )				左記以外の会費額記入欄			
月額会費 円 年間 円				月額会費 円 年間 円			
加入目的	会費台帳記載			会員名簿記載	会員宛名記載	口振 有・無	
						受取・郵振	

# 会費の額及び払込の方法並びに納期

(みやぎ仙台商工会運営規約 別表1)

## 1 会費基準

(1) 店舗面積1,000㎡以上の小売業を除いた個人並びに法人の会費の月額、均等割・資本金割と従事者数の割合による会費の合計額とする。

従事者数 均等割・資本金割	5人以下 (月額500円)	6~10人 (月額1,000円)	11~20人 (月額1,500円)	21人以上 (月額2,000円)
<b>【個人】</b> (一律500円)	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 2,500
<b>【法人】</b>				
資本金300万円未満(月額500円)	1,000	1,500	2,000	2,500
資本金300~1000万円(月額1,000円)	1,500	2,000	2,500	3,000
資本金1,001~5,000万円(月額1,500円)	2,000	2,500	3,000	3,500
資本金5,001万円以上(月額2,000円)	2,500	3,000	3,500	4,000

(2) 大規模小売店舗・定款会員・特別会員の会費の額

区 分	会費月額
<b>大規模小売店舗</b>	円
1,000㎡~3,000㎡	10,000
3,001㎡~6,000㎡	20,000
6,001㎡~10,000㎡	30,000
10,001㎡以上	50,000
<b>定款会員</b> 相互会社、中小企業等協同組合、信用金庫、労働金庫、公社、青色申告会、法人会、スタンプ会、商店会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、産学関連・商工会事業等に関わる学校法人、地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、地域経済の振興等に資する中間法人、まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人	2,000
医師、歯科医師、助産師	1,000
青年部・女性部の部長及び副部長	800
<b>特別会員</b>	上記(1)の会費の額に準ずる金額

(3) 会費賦課基準の基準日は、当該年度の4月1日とする。但し、年度途中で加入した会員の場合、加入承諾日の翌月1日を基準日とする。

(4) 資本金については、基準日現在の払込資本金とする。

(5) 法人会員の代表者と同一代表者である別の事業所、または個人会員の別業種の営業所等については1の会費基準を適用せず、年額1,000円とする。

(6) 本商工会の地区内にある会員事業所の支店、営業所等の会費は、本店等主たる会員事業所において一括徴収することが出来るものとする。

(7) 上記基準以外で賦課しがたい場合は、理事会の議を経て定める。

## 2 会費の払込方法並びに納期

会費は、毎年6月、11月の年2回に分けて、口座振替又は現金により当該月の末日までに納入するものとする。